

1. 初めに

1.1. 本プログラムの趣旨

平成 30 年 3 月 30 日、道路法等の一部を改正する法律が成立し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）による国費率のかさ上げ措置について、今後も引き続き計画的に道路の整備・機能強化に取り組んでいく観点から、平成 30 年度以降 10 年間継続されることとなっています。

道路事業においては、従来から各地方公共団体において道路整備に係る計画を策定・公表し、計画的な事業実施に努めてきたところですが、社会資本整備について、現下の社会経済情勢を踏まえた戦略的・計画的な取り組みが政府全体として求められていることや、今般、道路財特法による国費率のかさ上げ措置が 10 年間継続されることも併せて、今後の道路整備に当たっては、より一層計画的かつ効率的に取り組むことが重要と考えます。

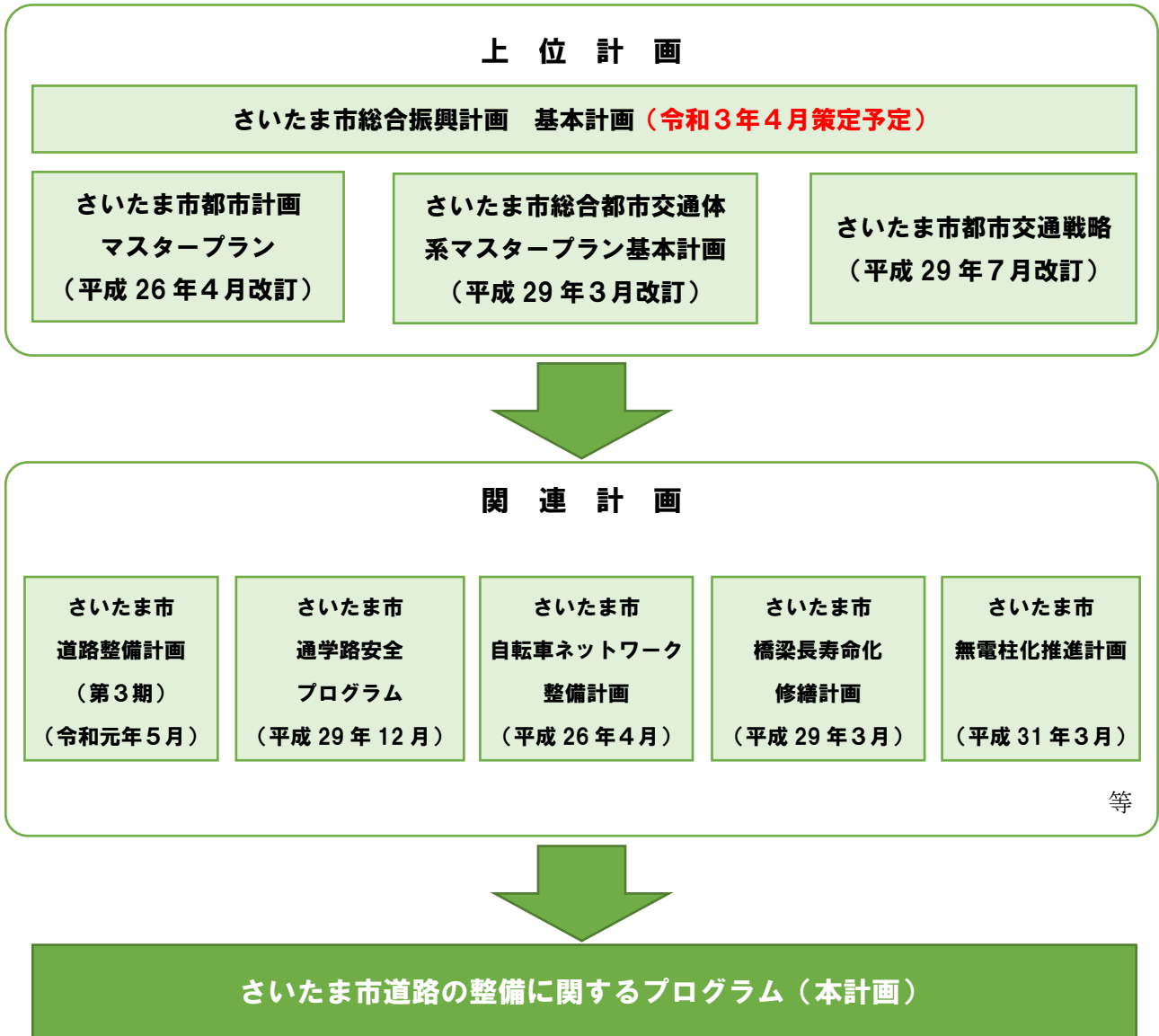
本市では、「建設局 令和 2 年度 局運営方針」において、道路整備に関する重点実施の考え方を次のように示しています。

- 人口減少と少子高齢化が見込まれるなか、「市民・企業から選ばれる都市」とするため、幹線道路や公共下水道などの都市基盤を効率的・効果的に整備し、市民生活や経済活動を支えるとともに、老朽化が進む都市基盤の適切な維持管理についても推進する。
- 台風や集中豪雨による大雨被害及び地震による被害を軽減するため、橋りょう及び建築物の耐震化の推進、計画的な無電柱化を推進することにより、都市の強靱化による安心・安全の提供を行う。
- 生活環境の向上のため、市民生活に密着した生活道路や歩道の整備、自転車通行環境整備、水辺環境整備等を推進することにより、市民満足度の向上を図る。

本プログラムは、国の趣旨や市の道路整備に関する重点実施の考え方にに基づき、今後の道路整備に関する取り組みについて、既存の各計画をとりまとめたものです。

1.2. プログラムの位置づけ

本プログラムは、「さいたま市総合振興計画 基本計画」や「さいたま市都市計画マスタープラン」等の上位計画を踏まえ、市の関連計画と整合・連携を図ったものです。



1.3. プログラムの計画期間

計画期間は、「さいたま市総合振興計画 基本計画」の実施計画期間（予定）に合わせ、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会経済状況の大きな変化や上位・関連計画の改定、各事業の進捗状況など、必要に応じて見直しを行います。